

(別紙1) 相談支援専門員の実務経験について

別紙1は、「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成24年3月31日厚生労働省告示第百二十七号)を分かりやすく簡略化したものです。ご自身の実務経験が要件を満たすかどうかについて、詳しくは先の告示を参照してください。

従事した業務等	分類	対象となる事業等	経験年数※5
相談支援の業務 (※1)	ア	平成18年10月1日において次のいずれかの事業の従事者であった者が、平成18年9月30日までに従事した期間 ○障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ○精神障害者地域生活支援センター	通算して 3年以上
	イ	○一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業の従事者 ○児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所の従業者 ○障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院の従業者	通算して 5年以上
	ウ	保険医療機関の従業者 * 次のいずれかに該当する者に限る (1) 社会福祉主事任用資格者 (2) 介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等(※3)を有している者 (4) 上記分類イの従事者及び従業者の期間が1年以上である者	
	エ	○障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者	
就学相談等の業務	オ	○特別支援学校における障害のある児童及び生徒の就学相談、進路相談及び教育相談の業務の従業者	
介護等の業務 (※2)	カ	社会福祉主事任用資格者等(※4)であり、次のいずれかの施設及び医療機関等の従業者 ○障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るもの ○障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業 ○保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所	通算して 5年以上
	キ	かに掲げる施設及び医療機関等の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等(※4)でない者	通算して 10年以上
有資格者	ク	国家資格等(※3)に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、上記ア～カの業務に従事した期間	通算して 3年以上

※1 「相談支援の業務」…身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※2 「介護等の業務」…身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

※3 国家資格等…医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は公認心理師

※4 社会福祉主事任用資格者等…社会福祉主事任用資格者、介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、児童指導員任用資格者、保育士、精神障害者社会復帰指導員任用資格者

※5 「経験年数」…業務に従事した期間が通算してその年数以上であり、かつ実際に従事した日数が1年あたり180日以上。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上あり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。